

ID: 91

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	受給権の喪失		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町子育て支援金支給条例 第10条		
例 規 番 号	令和3年条例第2号		
【基準】			
<p>第10条の規定による。 (受給権の喪失)</p> <p>第10条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、受給資格を喪失する。</p> <p>(1) 町内に住所を有しなくなったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により第8条の申請がなされたと町長が認めるとき。</p> <p>(3) その他町長が支給できないと認めたとき。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日